

「学校における働き方改革推進プラン」

平成30年2月

東京都教育委員会

目 次

I プランの基本的考え方

1	学校における働き方改革の目的	1
2	本プランの位置付け	1
3	学校における働き方改革の目標	2
4	取組の方向性	3
5	保護者・地域社会の理解促進及び国への働き掛け	5

II 都立学校における働き方改革に向けた取組

1	現状とこれまでの取組	6
2	今後の取組	
(1)	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	7
(2)	教員業務の見直しと業務改善の推進	8
(3)	学校を支える人員体制の確保	9
(4)	部活動の負担を軽減	10
(5)	ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	11

III 小・中学校における働き方改革に向けた取組

1	区市町村教育委員会における現状とこれまでの取組	12
2	実施計画の策定	12
3	区市町村教育委員会に対する支援等	
(1)	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	13
(2)	教員業務の見直しと業務改善の推進	14
(3)	学校を支える人員体制の確保	15
(4)	部活動の負担を軽減	16
(5)	ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	16
4	実施計画に定める取組の例示	
(1)	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	17
(2)	教員業務の見直しと業務改善の推進	17
(3)	学校を支える人員体制の確保	18
(4)	部活動の負担を軽減	18
(5)	ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	18

参考	都における教員の勤務実態	19
----	--------------	----

I プランの基本的考え方

1 学校における働き方改革の目的

目 的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、学校現場において教員は日々子供たちと向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、一方で教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

このため、都教育委員会は、「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

2 本プランの位置付け

学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、設置者である教育委員会が、改善目標を含む実施計画を策定することが必要です。

本プランは、都立学校の設置者である都教育委員会の実施計画であるとともに、公立小・中学校（義務教育学校及び区立中等教育学校を含む。以下「小・中学校」という。）の設置者である区市町村教育委員会による実施計画の策定を促し、その取組を促進することを目指すものです。

今後、都教育委員会は本プランにより、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を、必要に応じて行っていきます。

また、目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革に取り組んでいきます。

3 学校における働き方改革の目標

昨年6月に都教育委員会が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査では、週当たりの在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど、長時間労働の実態が明らかとなりました。

東京都公立学校教員勤務実態調査より

週当たりの在校時間が60時間以上の教諭の割合

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
37.4%	68.2%	31.9%	43.5%

※ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）

※ 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は、42時間30分（休憩時間含む。）

こうした教員の勤務実態は、長時間労働による健康障害防止の観点のみならず、ライフ・ワーク・バランスの充実等の点からも早急な改善が必要です。

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月間平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

こうした基準や国における働き方改革の動向についても念頭に置きながら、教員の長時間労働が看過できない状況であることを踏まえ、まずは「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指し、都教育委員会として、都立学校及び小・中学校における共通の目標を以下のとおり掲げ、改革に取り組んでいくこととします。

当面の目標

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

※ 上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したものの。

今後、この目標の達成に向けた総合的な対策を講じることにより、週当たりの在校時間が60時間を超えている教員のみならず、全ての都内公立学校教員における長時間労働の改善を図ることとします。

また、先に示した厚生労働省による基準等から、月当たりの時間外労働は45時間を超えないことが望ましいため、働き方改革の取組を進めていく中で、できるだけ多くの教員の在校時間がこの水準を下回るよう努めていきます。

なお、都教育委員会は、学校における働き方改革を継続的に推進するための連携体制を構築し、進捗状況の管理や都内公立学校で共有すべき好事例の周知等に取り組んでいきます。

4 取組の方向性

我が国の教員は、他の国の教員と比べて広範な業務を担っていることが一つの特徴となっています。これらの業務の中には、必ずしも教員が担う必要がない業務なども含まれています。

教員の長時間労働を改善するためには、教員の業務実態を把握し、役割分担の在り方や業務の進め方など、様々な観点からの見直しを進める必要があります。

また、限られた時間の中で最大限の効果を上げるという働き方に向け、管理職や教員の意識を変えていくことも重要です。

このため、本プランでは取組の方向性として以下の5点を柱とし、これらを組み合わせて総合的な対策を講じていくこととします。

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担を軽減
- (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

- 勤務時間管理は労働法制上求められる責務であり、まずは管理職やサービス監督権者である教育委員会が、教員の在校時間を適切に把握する必要があることから、ICTの活用やタイムレコーダー等により、在校時間を客観的に把握・集計するシステムの構築を進めます。
- 在校時間の客観的な把握を契機として、管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進します。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

- 教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直しやICT化の推進などに取り組み、学校や教員の負担を軽減します。
- 学校における業務のうち、特に調査や依頼等への対応についての負担感が強いことが指摘されており、民間団体等からの協力依頼なども含め、その精選や縮減を図ります。

(3) 学校を支える人員体制の確保

- 組織的な学校経営を一層推進していくため、副校長や主幹教諭等がその職責を果たせる体制を整備していきます。
- 個別の教育課題を解決するための教員の配置や外部人材の活用等について引き続き実施していきます。
- 「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務職員の職務内容の明確化やスクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、地域との協働活動等を通じた教育支援活動を充実させます。

(4) 部活動の負担を軽減

- 学校における他の教育活動とのバランスの観点や、特に中学校や高等学校において部活動指導が教員の長時間労働の一因となっている現状から、国が定めるガイドラインも参考に、都教育委員会としてガイドラインを作成します。
- 都教育委員会はガイドラインに基づき、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すほか、「部活動指導員」や外部指導員の活用を進めます。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

- 長時間労働を改善し、教員一人一人が様々な経験を通じて自らを研鑽^{けんざん}できる機会を確保することにより、教育の質の向上を図ります。
- 教員自身が個人や家族で過ごす時間を確保するとともに、育児や介護などの事情を抱えた教員を支援することにより、教員自身が安心し、誇りを持って働くことができる環境を整備します。

5 保護者・地域社会の理解促進及び国への働き掛け

保護者・地域社会の理解促進

学校における働き方改革を進めることにより、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという目的について、保護者や地域社会の方々にも理解していただく必要があります。

今後、学校における働き方改革の意義や取組について、保護者の方々に理解していただけるよう十分に説明するとともに、併せて地域社会の方々の理解を促進するための啓発活動を進めます。

国への働き掛け

学校における持続可能な勤務環境を整備し、教員の長時間労働を改善するためには、自治体個々の取組や学校の自助努力だけでは限界があり、国レベルでの抜本的な制度改正等の実現が不可欠です。

このため都教育委員会は、教職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援について引き続き国に対して求めていくとともに、学校における業務の繁閑を踏まえた弾力的な勤務時間の仕組みなど、制度面に関する見直しについても要望、提言を行っていきます。

Ⅱ 都立学校における働き方改革に向けた取組

1 現状とこれまでの取組

ICTを活用した業務の効率化

都立学校では平成20年度から平成21年度にかけて、全都立学校を結ぶネットワークの構築や校内LANを整備し、ICT機器を活用した分かりやすい授業を推進するとともに、全教職員にパソコンを配備することにより、教材研究や授業準備などの効率化を図っています。

具体的には、全教職員にTAIMS（知事部局で導入しているLAN及び端末）を配備し、グループウェアやファイルサーバを活用した情報共有を行うとともに、一部の庶務的な事務等については全庁共通のシステムを利用するなど、業務の効率化を推進しています。

また、調査統計の依頼・回答や成績処理等についても、教育庁独自のシステムを導入するなど、ICTを活用した業務改善が一定程度進んでいます。

業務縮減に向けた取組

2013年に実施されたOECD国際教員指導環境調査（TALIS）において、日本の中学校教員の1週間当たりの勤務時間が諸外国に比べて長く、業務量も多いという結果が出たことなどを受け、平成26年度から平成27年度にかけて、庁内に都立高校の業務縮減に向けた検討委員会を設置し、教員の業務実態の調査・分析や校長、副校長及び教諭からのヒアリングなどを実施しました。

同委員会からは、改善の方向性として、教育庁から学校に依頼する調査等の縮減や部活動の負担軽減、教員が研修に参加しやすい環境の整備などが示され、特に調査等の縮減については、本庁各部においてそれぞれ縮減目標を定め、取組を実施してきました。

今後も引き続き、都立学校における業務改善に向けた取組を推進し、教員の長時間労働や負担感の解消を図っていく必要があります。

2 今後の取組

「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標の達成に向けて、教員一人一人が時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、都立学校における働き方改革を進めていきます。

取組方針

- ① 平日は、1日当たりの在校時間を11時間以内とすること。
- ② 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないように、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。

これらの実現に向けた都教育委員会及び都立学校の具体的な取組は次のとおりです。

なお、各都立学校においても、この取組方針に基づく具体的な取組内容を学校経営計画に定めるなど、組織的に対応していくこととします。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

在校時間の適切な把握と活用

都立学校においては、東京都立学校職員服務規程の改正及び出勤カードシステムの改修を行い、平成29年10月から登校時だけでなく下校時及び週休日等の登下校時においてもカードリーダーで打刻を行うこととし、これにより教員の在校時間を客観的に把握することが可能となりました。

- 各都立学校では今後、管理職が教員の在校時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図っていきます。
- また、各教員の在校時間に対する自己管理意識の醸成も併せて図っていきます。

意識改革に向けた研修の充実

- 教員一人一人に時間を意識した働き方の実践を促すため、東京都教職員研修センターが実施する職層研修等において、タイムマネジメントやライフ・ワーク・バランスに関する内容を取り入れます。

- また、管理職や管理職候補者を対象とする研修において、これまで実施してきた組織管理等の内容に加え、教員の健康安全管理や時間管理に関する内容を盛り込むなど、管理職のタイムマネジメント能力向上を図っていきます。

学校閉庁日等の設定

- 各都立学校が定時退庁日や長期休業中等における連続した学校閉庁日を設定するなど、勤務環境の改善に向け、それぞれの実情に応じて自律的に取組を進めるよう促していきます。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

ICT化の推進等

- 現在導入されている各システムについて一層の利便性向上を図るとともに、特に日々のサービス管理に関する副校長の負担が大きいことから、現在、紙の様式により行われている休暇等の処理について、システム処理による効率化を検討していきます。
- 都立特別支援学校で行っている学事事務について、情報の一元管理による業務効率化を図るため、学籍管理、就学・入学相談、就学奨励費、学校徴収金等の事務を網羅した統合的な学事事務システムを構築します。
- 都立学校において、成績や出席等の校務情報と教材や学習の記録を安全かつ効果的にデータ連携させ、教員の授業準備や成績処理等の校務の軽減や授業の質の向上に資する実証研究を進め、その具体化を検討していきます（都立学校スマートスクール構想）。
- 各都立学校におけるサーバー等を活用した指導案や教材等の共有化を促進し、授業準備等の時間の短縮を図っていきます。

学校への調査等及び印刷物の縮減

- 教育庁各部において調査等の縮減に向けた具体的な数値目標を設定し、目的や頻度、時期等を改めて精査するなど、調査等の縮減を図っていきます。
- また、調査結果の共有化による重複項目の解消を検討するとともに、調査等の様式や依頼方法、提出方法の工夫改善、「調査統計システム」の利用ルール徹底などにも取り組んでいきます。

- 民間団体等からの各種コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布物依頼などに関しては、国等とも連携し、当該団体に対して学校の負担軽減に向けた配慮を求めることについても検討していきます。
- 教育庁内印刷物について、縮減又は電子化による配布に変更することにより、ペーパーレス化と学校現場の負担軽減を図っていきます。

効率的・効果的な研修の実施

- 教員の研修への参加意欲は高いものの、日常業務への影響等が研修参加を躊躇^{ちゅうちよ}させる要因となっていることを踏まえ、東京都教職員研修センターにおける研修内容を精選し、講義や演習の質を落とすことなく、研修回数の縮減を行います。
- 「マイ・キャリア・ノート^{*}」の機能を拡充し、研修動画を配信することにより通所に伴う負担を軽減するとともに、動画の事前視聴と通所研修を組み合わせたブレンド型研修を実施し、研修当日の協議・演習等を充実させます。

※ 「マイ・キャリア・ノート」

都内公立学校全教員を対象とした研修履歴自己管理システムのこと。

在宅により業務に従事できる仕組みの検討

- T A I M S更新を契機としたテレワーク対応の動向などを注視しながら、教員が在宅により業務に従事できる仕組みについて検討していきます。

(3) 学校を支える人員体制の確保

都立特別支援学校における体制の強化

- 都立特別支援学校における副校長や主幹教諭の管理スパンが広範となっていることを踏まえ、主幹教諭の配置基準を見直し、併置校及び高等部が設置されている学校の主幹教諭を増員し、副校長や主幹教諭の負担軽減を図るとともに学校の組織マネジメントを強化します。

副校長の負担軽減に向けた人材の配置等

- 再任用・非常勤教員を満了となった者等のうち今後も働く意欲がある者を「学校経営支援員」として任用・配置し、学校経営補佐等の業務を担わせることにより、副校長の負担軽減を図っていきます。

- 副校長の長時間労働の実態が顕著であることから、副校長の業務内容を分析・精選するとともに、ICT機器の更なる活用など、副校長業務及び支援の在り方を検討していきます。

専門スタッフの配置促進等

- 子供たちを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のニーズが増え続けていることなどを踏まえ、今後もこうした専門スタッフの配置を促進していきます。
- また、専門スタッフについては、量的な拡大のみならず、質的な向上も重要であり、研修や実務連絡会などを通じて質の確保を図っていきます。
- なお、専門スタッフのみならず、外部講師等の確保・育成が学校の負担となっている面もあることから、こうした人材の確保等に向けた支援方法や、効率的・効果的な学校事務の在り方等について検討していきます。

(4) 部活動の負担を軽減

ガイドラインの策定

- 現在、国において作成に向けた検討が行われている「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、活動時間や休養日についての基準の設定、適切な部活動運営の在り方等について、文化部活動も含めたガイドラインを都教育委員会において作成し、その周知徹底を図っていきます。

顧問教員の負担軽減

部活動の顧問教員は、日々の指導や大会引率等に係る肉体的な負担だけでなく、不慣れな競技種目等の顧問を担う場合などは、精神的な負担も大きいとの指摘があります。

- 法令上、顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる「部活動指導員」が学校職員として新たに位置付けられたことから、この部活動指導員を全都立高校に配置し、顧問教員の負担軽減を図っていきます。
- また、都教育委員会及び各学校は、高等学校体育連盟と連携し、部活動指導員に対する研修等を定期的、計画的に実施し、資質の向上を図っていきます。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

人事考課制度等における取組

- 各都立学校では、教育管理職の職務上の目標として、教職員の仕事の効率化等ライフ・ワーク・バランス推進に向けた取組について設定するとともに、都立学校の学校経営計画においてもライフ・ワーク・バランス推進策を明記します。
また、自己申告等を通じ、長時間労働の改善に向けた教員の意識改革や職場風土の醸成を推進します。

育児休業者における昇任選考受験資格の緩和

- 育児休業の取得促進及びライフ・ワーク・バランス推進の観点から、育児休業を取得している教員について、昇任選考の受験が可能となるよう、制度を改正します。

育児や介護を支援する取組

- 子供の急な病気に対応する病児保育に特化したベビーシッターや家事代行付きのベビーシッターの利用に関する利用料金の助成を行います(平成29年10月からサービス提供開始)。
- 複数の公立学校の教職員が利用するモデルケースとして、保育施設の整備を検討していきます。

ライフ・ワーク・バランス推進プランの改訂

- 家庭と仕事の両立支援に向けた従来のプランを新たに「ライフ・ワーク・バランス推進プラン」として改訂し、時差勤務の拡大や「イクボス宣言※」に基づく具体的行動の推進など、全ての教員における仕事と生活の調和・充実を図っていきます。

※ 「イクボス宣言」

管理職が、職員の育児・介護との両立やライフ・ワーク・バランスを応援するための行動目標などを職場に宣言する取組のこと。

Ⅲ 小・中学校における働き方改革に向けた取組

1 区市町村教育委員会における現状とこれまでの取組

校務改善の推進等

これまで都教育委員会は、平成24年度から、副校長を補佐する校内組織である経営支援部の設置を促進するなど校務改善の取組を進めるとともに、校務改善推進事業発表会を開催するなど、様々な手法で区市町村教育委員会及び小・中学校に対して校務改善の積極的な普及・啓発を行ってきました。

また、平成29年度からは、副校長業務の一部を担う非常勤職員を配置し、副校長が学校経営や一般教員の指導等に集中できる環境を整える「学校マネジメント強化モデル事業」を小・中学校12校で実施しています。

小・中学校の現状

教育課題の複雑化・多様化や学校を取り巻く環境の変化などにより、今回都教育委員会が実施した勤務実態調査においても、小・中学校教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、特に中学校では約7割の教員において、週当たりの在校時間が60時間を超えている状況です。

設置者である各区市町村教育委員会においても、それぞれが所管する小・中学校の働き方改革に取り組んでいるところですが、区市町村により取組状況に差が生じています。

今後、新学習指導要領の実施に伴い、各学校の業務負担増が一層見込まれることから、小・中学校における働き方改革を積極的に進めていく必要があります。

2 実施計画の策定

区市町村教育委員会における計画の策定

小・中学校における働き方改革を推進するためには、区市町村教育委員会が教員の長時間労働改善に向けた取組方針や計画等を策定するとともに、その着実な実施を図っていく必要があります。

また、平成29年6月の文部科学省通知(29文科初第509号)においても、各教育委員会が所管する学校に係る業務改善推進に向けた連携体制の構築及び業務改善方針等の策定、またこれに対する都道府県教育委員会の支援及びフォローアップが求められています。

このため都教育委員会は、各区市町村教育委員会が都の定める当面の目標を踏まえ、地域の実情や所管する各学校の実態を勘案しながら、取組方針や具体的な取組内容、実施スケジュール、取組に関する検証等を盛り込んだ実施計画を、平成30年度中に策定するよう促していきます。

各区市町村教育委員会は、策定した実施計画に基づき、小・中学校における働き方改革を計画的かつ速やかに実行することが求められます。

進捗状況の把握等

都教育委員会は、区市町村教育委員会に対して目標の達成状況等について報告を求めるなど、取組の実効性を担保していきます。

各区市町村教育委員会の計画策定状況等については、これを公表していきます。

また、各区市町村教育委員会は、取組の進捗状況に応じて実施計画の継続的な見直しを行っていく必要があります。

3 区市町村教育委員会に対する支援等

都教育委員会は広域行政をつかさどる立場であり、また区市町村教育委員会に対して連携・支援していく立場であることから、教員研修の充実や部活動ガイドラインの周知、ライフ・ワーク・バランスの実現等の共通的事項については、「Ⅱ都立学校における働き方改革に向けた取組」を踏まえ実施していきます。

さらに、区市町村教育委員会が策定する実施計画に基づき、小・中学校における働き方改革を一層促進するため、都教育委員会として区市町村教育委員会に対する支援や情報提供を行うとともに、予算の範囲内において、必要となる経費の補助等を実施していきます。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

在校時間の適切な把握に向けた支援

- 在校時間の把握をICカード等のシステムにより行う区市町村教育委員会に対して、支援を行います。

タイムマネジメント力向上支援

- 業務改善や労働問題等に詳しい外部の専門家の知見を活用して教員の意識改革やタイムマネジメント手法の取得・定着を目指す区市町村教育委員会に対して、支援を行います。

意識改革に向けた研修の充実（再掲）

- 教員一人一人に時間を意識した働き方の実践を促すため、東京都教職員研修センターが実施する職層研修等において、タイムマネジメントやライフ・ワーク・バランスに関する内容を取り入れます。
- また、管理職や管理職候補者を対象とする研修において、これまで実施してきた組織管理等の内容に加え、教員の健康安全管理や時間管理に関する内容を盛り込むなど、管理職のタイムマネジメント能力向上を図っていきます。

（２）教員業務の見直しと業務改善の推進

ICTを活用した効率化に向けた支援

- ICT機器を活用した業務の効率化を目指す区市町村教育委員会に対して、「統合型校務支援システム」等の導入に際し、支援を行います。

学校への調査等及び印刷物の縮減

- 都立学校同様、小・中学校に関わる調査等についても、目的や頻度、時期等について精査するなど調査等の縮減を図っていきます。

効率的・効果的な研修の実施（再掲）

- 教員の研修への参加意欲は高いものの、日常業務への影響等が研修参加を躊躇ちゅうちよさせる要因となっていることを踏まえ、東京都教職員研修センターにおける研修内容を精選し、講義や演習の質を落とすことなく、研修回数の縮減を行います。
- 「マイ・キャリア・ノート」の機能を拡充し、研修動画を配信することにより通所に伴う負担を軽減するとともに、動画の事前視聴と通所研修を組み合わせたブレンド型研修を実施し、研修当日の協議・演習等を充実させます。

(3) 学校を支える人員体制の確保

新学習指導要領の円滑な実施に向けた体制の整備

- 小学校の大規模校において英語専科教員を段階的に配置するとともに、その他の学校においては時間講師を配置することにより、外国語活動及び英語に係る指導体制を整備します。

副校長や一般教員の負担軽減に向けた人材の配置等

- 副校長を補佐する非常勤職員の任用などによる「学校マネジメント強化モデル事業」の規模を拡大し、副校長の負担軽減を図っていきます。
- 教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」の配置を促進することにより、教員が児童・生徒への指導や授業準備等に一層注力できる環境を整備します。

専門スタッフ等の配置促進（再掲）

- 子供たちを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のニーズが増え続けていることなどを踏まえ、今後こうした専門スタッフの配置を促進していきます。
- また、専門スタッフについては、量的な拡大のみならず、質的な向上も重要であり、研修や実務連絡会などを通じて質の確保を図っていきます。

学校事務職員の能力活用

- 都教育委員会は、都費事務職員の標準的職務内容について改めて周知するとともに、事務職員を対象とする研修においても、校務運営参画意識を醸成する内容を盛り込むなど、都費事務職員の資質向上とその能力活用を促進していきます。

学校と地域の連携・協働の推進

- 地域学校協働活動やコミュニティ・スクールなど、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援し、学校教育活動の充実を図っていきます。

(4) 部活動の負担を軽減

ガイドラインの策定 (再掲)

- 現在、国において作成に向けた検討が行われている「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、活動時間や休養日についての基準の設定、適切な部活動運営の在り方等について、文化部活動も含めたガイドラインを都教育委員会において作成し、その周知徹底を図っていきます。

部活動指導員の配置促進

- 法令上規定された「部活動指導員」を配置する区市町村教育委員会に対し、その参画が教員の働き方改革につながる取組であることを条件に支援を行います。
- また、中学校体育連盟と連携し、「部活動指導員」に対する研修等を定期的、計画的に実施し、資質の向上を図っていきます。

コーディネート機能の強化

- 部活動の支援人材の掘り起こしなど、地域学校協働本部による部活動支援を進めるため、地域コーディネーターの支援を実施します。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

人事考課制度等における取組 (再掲)

- 自己申告等を通じ、長時間労働の改善に向けた教員の意識改革や職場風土の醸成を推進します。

育児休業者における昇任選考受験資格の緩和 (再掲)

- 育児休業の取得促進及びライフ・ワーク・バランス推進の観点から、育児休業を取得している教員についても昇任選考の受験が可能となるよう、制度を改正します。

育児や介護を支援する取組 (再掲)

- 子供の急な病気に対応する病児保育に特化したベビーシッターや家事代行付きのベビーシッターの利用に関する利用料金の助成を行います(平成29年10月からサービス提供開始)。

4 実施計画に定める取組の例示

区市町村教育委員会が策定する実施計画における取組内容について、先に挙げた五つの取組の方向性に基づき、以下に参考例を示します。

なお、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」において学校における代表的な業務の在り方等に関して考え方が示されており、こうした点も参考にしながら、下記事項以外にも地域の実情に応じた様々な取組や工夫の検討が期待されます。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

(例)

- 在校時間の把握に当たっては、管理職等の事務負担とならないよう、ICTの活用などにより客観的に把握し、集計するためのシステムを構築
- 教員一人一人における時間を意識した働き方の実践を促すため、タイムマネジメント力の向上を推進
- 定時退庁日や長期休業中等における連続した学校閉庁日の設定など、勤務環境の改善に向け、それぞれの実情に応じた取組を実施
- 教員の正規の勤務時間について、学校運営協議会等を通じ、保護者や地域の理解を促進
- 時間外の連絡対応について、保護者や地域住民の理解を得ながら、留守番電話の設置やメール等による対応などの取組を実施

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

(例)

- 学校や教員が担うべき業務の明確化の推進
- 学校徴収金の徴収・管理に関する業務の統一化を進めるとともに、効率性や事故防止の観点から、システムの構築を検討
- 文部科学省の緊急対策を踏まえた学校給食費等の公会計化を検討
- 学校業務の効率化のため、「統合型校務支援システム」の導入を検討
- 都教育委員会と連携し、学校への調査等や印刷物の縮減など負担を軽減
- サーバー等を活用した指導案や教材等の共有化を促進し、授業準備等の時間を短縮

(3) 学校を支える人員体制の確保

(例)

- 副校長や主幹教諭、主任教諭、教諭などそれぞれが担ってきた業務を見直し、業務の明確化と適正な役割分担を推進
- 副校長の負担軽減のため、副校長を補佐する非常勤職員を活用
- 学習プリントの印刷や授業準備の補助等教員のサポートを行う「スクール・サポート・スタッフ」を配置
- 地域学校協働活動やコミュニティ・スクールなど、地域全体で学校教育を支援する体制を作り、学校教育活動の充実を促進
- 「チーム学校」としての体制を整備し、専門スタッフの充実を推進

(4) 部活動の負担を軽減

(例)

- 顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる「部活動指導員」を配置
- 地域人材を活用した部活動外部指導員や部活動の民間委託など、外部人材の活用を推進

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

(例)

- 教育管理職の職務上の目標として、教職員の仕事の効率化等ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組を設定し、組織的対応を実施
- 自己申告等を通じ、長時間労働の改善に向けた意識改革や職場風土を醸成

【参考】都における教員の勤務実態

※ 東京都公立学校教員勤務実態調査の集計についてより一部抜粋

1 教員の1日当たりの在校時間

【平日1日当たりの在校時間】

- 本プランの策定に当たり、都教育委員会が都内公立学校教員の勤務実態について調査したところ、教諭（主幹教諭、指導教諭、主任教諭を含む。）平日1日当たりの在校時間は、中学校（11時間32分）が最も長く、小学校（11時間27分）、特別支援学校（10時間36分）、高等学校（9時間58分）の順となっています。
- また、副校長の平日1日当たりの在校時間は、小学校（12時間55分）、中学校（12時間09分）、高等学校（12時間26分）、特別支援学校（12時間46分）となっており、いずれの校種においても12時間を超えている状況にあります。

■教員の1日当たりの在校時間《平日》

平日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	10時間56分	10時間53分	10時間18分	10時間10分
副校長	12時間55分	12時間09分	12時間26分	12時間46分
教諭	11時間27分	11時間32分	9時間58分	10時間36分
養護教諭	9時間37分	10時間21分	9時間16分	10時間07分

- なお、上記については、年次有給休暇等を取得している者も含まれており、休憩時間を含む1日の正規の勤務時間を超えて在校した教諭だけを抽出すると、それぞれ小学校（11時間44分）、中学校（11時間50分）、高等学校（10時間51分）、特別支援学校（11時間12分）となっています。

【土曜日・日曜日の在校時間】

- 土日の在校時間については、教諭では土日ともに中学校、高等学校の順に長くなっており、部活動指導や授業準備等が主な要因となっています。
- いずれの校種においても、校長及び副校長が土日に在校している状況が見られ、校務の処理や地域行事への参加等が主な要因となっています。

■教員の1日当たりの在校時間《土日》

土曜日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	2時間44分	4時間21分	3時間15分	3時間46分
副校長	4時間04分	5時間53分	3時間48分	4時間58分
教諭	1時間55分	5時間51分	3時間14分	2時間07分
養護教諭	1時間18分	3時間54分	0時間37分	2時間25分
日曜日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	0時間35分	1時間11分	0時間00分	0時間31分
副校長	1時間37分	0時間46分	0時間38分	1時間12分
教諭	1時間06分	2時間31分	1時間31分	0時間15分
養護教諭	0時間03分	0時間40分	0時間00分	0時間39分

- なお、上記の在校時間は、今回調査した全教員の平均値であり、出校しなかった者や、正規の勤務時間を割り振られている者を含んでいます。
- 例えば教諭の場合において、週休日（勤務を要しない日）に出校した者の割合と在校時間の平均値は次のとおりとなっています。

教諭	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日
週休日出校した者の割合	19.49%	18.53%	47.93%	28.26%	20.85%	12.12%	17.56%	5.76%
上記における在校時間の平均値	5時間59分	5時間35分	7時間37分	7時間47分	7時間05分	7時間06分	6時間24分	3時間38分

2 教員の週当たりの在校時間

【週当たりの在校時間】

- 1週間当たりの総在校時間の平均は、教諭の場合において中学校（64 時間 35 分）が最も長く、次いで小学校（58 時間 33 分）、特別支援学校（54 時間 22 分）、高等学校（53 時間 06 分）の順となっています。

■教員の1週間当たりの在校時間

1週間	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	55時間59分	58時間42分	53時間15分	54時間08分
副校長	68時間33分	65時間54分	65時間06分	68時間59分
教諭	58時間33分	64時間35分	53時間06分	54時間22分
養護教諭	47時間45分	54時間50分	45時間29分	52時間41分

- これを在校時間の分布で見た場合、過労死ライン相当といわれる週60時間以上在校している教諭の割合は、小学校で37.4%、中学校で68.2%、高等学校で31.9%、特別支援学校で43.5%となっています。